

2 治山事業

平成 年度新規採択チェックリスト (治山事業)

(事業名 :)

(都道府県名 :)

(地区名 :)

I 必須事項

項目	審査の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	・山地災害の防止、水源の涵養、生活環境の保全・形成等の観点からみて、当該事業を実施する必要性が認められること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること	・地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性)	・費用便益分析の結果が1.0以上であること。	<input type="checkbox"/>
4. 事業の採択要件を満たしていること	・事業実施要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること	・自然環境・景観の保全・形成の観点からみて、当該事業が適当であること。	<input type="checkbox"/>

- 注) ・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。
・項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準			評価
大項目	中項目	小項目					
1 有効性	(1) 地域住民の生命・財産の保全・安全	山地災害からの住民の生命・財産の保全と安全確保	A	流域保全上重要な河川上流、かつ、集落、道路、農地のうち、いずれかを保護するための計画である。			
			B	流域保全上重要な河川上流又は、集落、道路、農地のうち、いずれかを保護するための計画である。			
			—	該当しない。			
	(2) 水源涵養の維持増進	事業実施による水源涵養の発揮	A	ダム等の取水施設上流の水資源の確保に資するための計画である。			
			B	上記A以外での水資源の確保に資するための計画である。			
			—	該当しない。			
	(3) 生活環境の保全・形成	事業実施による生活環境の保全・形成機能の発揮	A	事業の実施により生活環境保全機能及び保健文化機能を発揮する計画である。			
			B	事業の実施により生活環境保全機能、保健文化機能のいずれかの機能を発揮する計画である。			
			—	該当しない。			
2 効率性	(1) 事業の経済性・効率性	事業の経済性・効率性の確保とコスト縮減	A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コスト縮減効果の発現が期待できる計画である。			
			B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。			
			C	上記A、B以外の計画である。			
3 事業の実施環境等	(1) 自然環境・景観への配慮	自然環境保全機能の発揮	A	自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。			
			B	上記Aには該当しないが、自然環境・景観に対して配慮がなされている計画である。			
			C	上記A、B以外の計画である。			
			—	該当しない。			
	(2) 地域材の有効利用	地域材利用の計画	A	次のいずれかの項目に該当する。 (ア) 地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ) 地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。			
			B	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。			
			C	上記A、B以外の計画である。			
			—	該当しない。			
	(3) 森林整備の推進	効果的な森林整備の計画	A	森林整備を実施する計画である。			
			B	治山施設整備により森林整備が促進される計画である。			
			C	上記A、B以外の計画である。			
			—	該当しない。			

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
(4)緊急性	①人家等の保全	保全対象施設の内容	A	保全対象に市街地又は集落、主要公共施設(道路等を含む)、災害時要援護者施設等が含まれる。		
			B	保全対象に上記A以外の農地、ため池、用排水施設、漁場等が含まれる。		
			C	上記A、B以外である。		
			—	該当しない。		
	②山地灾害等の防止	山地灾害の発生状況及び被害状況	A	豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等による山地灾害により、国民の生命・財産に被害が発生した地区。		
			B	豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等による山地灾害により、国民の生命・財産に被害の発生のおそれがある地区。		
			C	上記A、B以外の地区である。		
			—	該当しない。		
	③災害発生の危険度	山地灾害危険地区の危険度等	A	山地灾害危険地区の危険度がA又はBになっている地区、若しくは山腹崩壊等が発生している地区である。		
			B	山地灾害危険地区の危険度がCとなっている地区、若しくは山腹崩壊等の発生のおそれが極めて高い地区である。		
			C	上記A、B以外の地区である。		
			—	該当しない。		
(5)効果的な事業の推進	④水資源の確保	渴水、土砂等の流入及び水質の汚濁等の被害の発生状況	A	生活用水等の利用に係る水源森林で、次のいずれかの項目に該当する地区。 (ア)過去、渴水被害が発生 (イ)生活用水等への土砂等の流入、水質の汚濁等が発生		
			B	生活用水等の利用に係る水源森林で、過去に生活用水等への影響はなかったものの、土砂等の流出が発生した地区である。		
			C	上記A、B以外で水資源の確保の必要性がある地区である。		
			—	該当しない。		
	⑤他事業への影響	他事業との関連	A	当該事業を早急に実施しなければ他事業の進捗等に著しい影響が生じる。		
			B	当該事業を早急に実施することにより他事業の円滑な推進に資する。		
			C	上記A、B以外である。		
			—	該当しない。		
	①地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等から同意又は理解を得られている。		
			B	地域関係者等から同意又は理解を得られる見込みとなっている。		
			C	上記A、B以外である。		
	②他事業との連携	他事業との連携の計画	A	他事業との連携が図られた計画である。		
			B	他事業との連携について調整中である。		
			C	上記A、B以外である。		
			—	該当しない。		
	③他計画との関連	関連する計画への位置付け	A	地域防災計画、国土強靭化地域計画等関連する計画に位置付けられている。		
			B	地域防災計画、国土強靭化地域計画等関連する計画に位置付けられるよう調整中である。		
			C	上記A、B以外である。		

チェックリストの判定基準

(治山事業)

I 必須事項

評価の内容	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	次のいずれか1項目以上に該当すること。 <ul style="list-style-type: none">・森林法第25条第1項から第7号までに掲げる目的を達成するために行う森林の造成又は森林の造成若しくは維持に必要な事業であって、これらの目的を有する保安林若しくは保安施設地区の指定がなされているか、又は確実なこと。・地すべりを防止するために必要な事業であって、地すべり防止区域の指定がなされているか、又は確実なこと。
2. 技術的可能性が確実であること	関係法令、治山技術基準等に適合していること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること (効率性)	費用便益比 ≥ 1.0
4. 事業の採択要件を満たしていること	民有林補助治山事業実施要領、民有林補助治山事業採択基準、細部取扱い通知等に規定された事業内容、要件に適合していること。 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。
5. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること	次の全てに該当すること。 <ul style="list-style-type: none">・山崩れ、土石流等により失われた、又は失われるおそれのある森林環境の維持・回復に資する計画となっていること。・治山施設等の整備について、地域の景観や野生動植物の生息・生育環境等に配慮した工種・工法が計画されていること。